

令和6年度重点取組事項

新座市行財政改革推進実施計画を効果的かつ着実に推進するため、本計画に盛り込んだ取組のうち、特に力点を置いて取り組む事項を、「重点取組事項」として毎年度選定します。

令和6年度は、次の2項目を重点取組事項とします。

職員の能力向上と意識改革の推進・組織の活性化

〔人材育成基本方針に基づく研修の実施・自己啓発の支援等／人事評価制度の推進
人材確保の強化／多様な働き方への支援（勤務体系・休暇制度）〕

☞ 施策1 行政の効率化・高度化の推進 (2)職員の能力向上と組織の活性化

| | | | | | |
|--------------|--|---|---|---|---|
| <p>現状・課題</p> | <p>地方自治体を取り巻く環境の変化により、行政が担うべき役割が複雑・多様化する中であっても、行政サービスの向上を図っていくためには、地域住民とともに市政を進める担い手として、意欲と能力を兼ね備えた職員の育成が欠かせません。そのためには、変化に即した必要な知識・技能・資質を職員が獲得できる環境や、職員が現に持つ知識・技能・資質を向上させることができる環境の整備が必要です。</p> <p>また、近い将来、若年労働力の絶対量が不足し、官民ともに人材確保が更に困難になると見込まれる中で、優秀な人材を継続して確保するためには、若年層を中心に、やりがいと成長を実感できる職場環境づくりを進めることが重要です。職員が常に学べる環境の整備、職員が自身の成長を実感できるような魅力ある職場づくりを進めるなど、職員の育成・確保にこれまで以上に危機感を持って取り組むことが求められています。</p> | | | | |
| <p>取組内容</p> | <p>改定した人材育成基本方針に基づき、DX推進など、市の将来を見据えた研修や専門業務の知識獲得のための研修等を積極的に推進するなど、職員研修のプログラムの充実を図るとともに、オンライン型・オンデマンド型研修など多様な手段を活用し、全ての職員の研修機会を拡充することで、効率的・効果的に職員の能力開発を進めます。</p> <p>また、キャリア形成の手段となる昇任資格取得試験（係長級）の再開や、人事評価制度の積極的な活用など、職員の努力や成果を評価する仕組みを充実させることで、職員のモチベーションや仕事のやりがいを高め、人材の定着につなげます。さらに、育児や介護などの事情を抱える職員が安心して意欲的に働けるよう、時差出勤の導入やテレワークの定着化、多様な働き方を支える組織体制の確保など、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の整備を進めます。</p> | | | | |
| <p>年度別計画</p> | <p>令和5年度 (実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種研修の実施 人事評価制度の推進 人材育成基本方針の改定 | <p>令和6年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種研修の実施・拡充 人事評価制度の推進・活用 昇任資格取得試験の実施・検証 特定事業主行動計画の改定 時差出勤・テレワークの定着化 | <p>令和7年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種研修の実施・拡充 人事評価制度の推進・活用 昇任資格取得試験の実施・検証 時差出勤・テレワークの定着化 | <p>令和8年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種研修の実施・拡充 人事評価制度の推進・活用 昇任資格取得試験の実施・検証 時差出勤・テレワークの定着化 | <p>令和9年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種研修の実施・拡充 人事評価制度の推進・活用 昇任資格取得試験の実施・検証 時差出勤・テレワークの定着化 |

計画的な公共施設等の改修改築・統廃合・長寿命化等の推進 (公共施設等総合管理計画の推進)

施策 1 行政の効率化・高度化の推進 (6)公共施設等の適正な管理 1 公共施設の計画的・効率的なマネジメント

| | | | | | |
|-------|--|--------------------------|--------------------|-------|-------|
| 現状・課題 | <p>昭和40年代から昭和50年代までにかけての人口急増期を中心に整備を進めてきた公共建築物やインフラが、近い将来に一齐に更新時期を迎えます。厳しい財政状況の中で、多額の財源を要する公共施設の更新、統廃合、長寿命化は、前期基本計画期間内におけるもっとも大きな課題の一つとして位置付けられています。</p> <p>また、人口減少社会を迎え、利用需要の変化が見込まれる中、公共施設等の在り方について、総合的に検討することが求められています。</p> | | | | |
| 取組内容 | <p>公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な改修・改築を進めるとともに、施設総量の適正化に向けた公共施設の再配置について検討を行い、公共施設再配置計画を策定します。</p> | | | | |
| 年度別計画 | 令和5年度 (実績) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
| | 再配置の検討 | 公共施設再配置計画の策定に向けた検討(業務委託) | 公共施設再配置計画の策定(業務委託) | 推進 | 推進 |